

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は「平成30年度 佐賀市道路橋梁定期点検業務委託（その1）」に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、対象橋梁を管理する自治体の橋梁長寿命化修繕計画に基づいた定期点検を行うものである。

第3条 適用基準

業務の実施にあたっては、本業務の特記仕様書によるほか、下記の基準等に準拠して実施するものとする。

- 1) 設計・調査・測量業務共通仕様書（佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部 平成30年4月）
- 2) 佐賀県橋梁点検マニュアル（佐賀県 県土整備部 道路課 平成29年5月）
- 3) その他関連図書

第4条 管理技術者

管理技術者は、鋼構造及びコンクリート部門での技術士の資格又は、鋼構造及びコンクリート部門でのRCCMの資格を有する者とする。また、企業体（代表・構成員）での業務を統括管理し、主導的な立場で業務遂行ができる者とする。

第5条 管理技術者及び担当技術者手持ち業務量の制限

管理技術者及び担当技術者（以下、「管理技術者等」という。）については、技術者決定通知日現在の手持ち業務量（本業務を除いた既契約件数。）が5件未満を満たす者であることとする。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者と定められている契約金額100万円以上の業務のうち、公共機関等（国、地方公共団体（一部事務組合を含む。）、独立行政法人及び公益法人をいう。）が発注者である設計業務等（設計に反映されるような知見を持って取り組む調査は対象とする。）とする。

なお、管理技術者等が手持ち業務量（本業務を除いた既契約件数。）の5件未満を満たすことができない場合には、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」の規定に基づき、不正又は不誠実な行為として、競争入札及び見積りへの参加資格の停止を行う場合がある。

また、受注者は、本業務の履行期間中、管理技術者等の手持ち業務量（本業務を除いた既契約件数。）は5件未満とし、この業務量を超えるおそれがある場合には、遅滞なくその旨を発注者に報告しなければならない。その上で、発注者は受注者と協議し、当該管理技術者等を、以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合がある。

- (1) 当該管理技術者等と同等以上の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 当該管理技術者等と同等以上の技術者資格を有する者
- (3) 手持ち業務量が当該業務の特記仕様書において設定している予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

第6条 作業区分

本業務の作業は全て昼間作業とする。ただし、現場環境条件等により、夜間作業が必要となる場合は、監督員と協議すること。

第7条 業務実施体制

点検の実施にあたっては、診断員、点検員、点検補助員を定め、それぞれ以下の業務を担当するものとし、診断員については以下の要件を満たすものとする。

(診断員、点検員については確認申請の提出書類に記載している者とする。)

(1) 診断員（主任技師相当）

診断員は、点検結果の照査・確認ならびに緊急対策を要する損傷に対する所見の判断を行う。

また、診断員は、鋼構造及びコンクリート部門の技術士もしくは RCCM とする。

なお、診断員は管理技術者を兼務することができる。

(2) 点検員（技師 B 相当）

点検員は、点検作業班を統括して点検調査を実施する。

(3) 点検補助員（技術員相当）

点検補助員は、点検員の指示に基づき、点検作業の補助を行う。

第8条 業務内容

本業務は、「佐賀県橋梁点検マニュアル（以下マニュアルという。）」（県ホームページ上に公表）に準拠した橋梁の定期点検を実施し、県が運用する「橋梁維持管理システム（以下、Web システムという。）」を利用して結果の入力、損傷状態の診断及び点検帳票の作成・出力等を行う業務で、具体的な作業項目は下記のとおりである。

① 計画準備（事前調査及び机上調査）

本業務を実施するにあたり、業務計画書を作成し必要となる既存資料（前回点検結果や台帳等）を収集整理する。

② 現地踏査及び点検計画

橋梁点検に先立ち、Web システムから橋梁台帳をダウンロードし、各項目を現地で確認する。（必要に応じて台帳の修正を行う。）

この確認項目は、交通量、適用示方書、設計活荷重、架設年次、所在地、緊急輸送路、DID 区分、バス路線、迂回路、添加物、塩害対策区分、座標値（Web システムから位置確認を行う）等を示す。

また、前回点検の帳票や損傷図等を Web システムからダウンロードし、損傷箇所や進行状況等を確認する。

また、現地踏査終了後、橋梁点検実施計画書（点検方法等を記載したもの）を作成し、監督員に提出する。

③ 関係機関との協議資料作成

点検を実施するにあたって、必要となる交通管理者への道路使用許可申請書や道路管理者への通行制限届出書等の協議資料作成を行う。

④ 損傷図の基本図作成

損傷図の基本図がない初回点検橋梁等について、CAD ソフトを利用して図面の作成を行う。

⑤ 橋梁点検

佐賀県橋梁点検マニュアルに規定する定期点検（全ての径間、全ての部材が対象）を実施する。なお、点検に際しては、梯子、点検車あるいは足場等を利用して部材に近接し、部材の変状等の状態を把握し、評価を行う近接目視点検を基本とする。

発見した損傷は、マニュアルに基づいて評価・記録を行うとともに、損傷箇所については Web システムに登録するための写真撮影ならびに損傷図の作成を行う。

また、下記事項については、必要に応じ実施すること。

- 1) 打音調査や簡易な応急処置（たたき落とし、鉄筋の防錆処置等）
- 2) ボルト・ナットの合いマーキング
- 3) 土砂詰まり（排水升や支承まわり等）の撤去

※緊急措置段階（IV判定）の可能性がある場合は、点検実施時点で監督員に報告を行うこと。

⑥ 橋梁診断

点検結果（損傷評価、損傷図）の照査・確認を行い、その内容を Web システムへ入力し点検調書と国土交通省が示す点検記録様式（以下、点検記録様式）を作成する。また、部材の健全性や緊急対策を要する損傷に対する所見および応急措置の記録を行い、発注者へ報告する。

※Web システムでは、点検結果の入力、損傷写真及び損傷図の登録、点検記録様式の作成を行う。

国土交通省が示す点検記録様式の所見欄については、簡潔に記載するものとし、その他の所見や特記事項については、備考欄等に入力を行い次回点検時へ記録として残しておくこと。

⑦ 報告書作成

システムから出力される帳票類をまとめて報告書を 3 部作成する。

⑧ 打合せ協議（4 回）

設計協議は、業務着手時・中間時（2 回）、成果品納入時を含め 4 回を想定する。

第 9 条 資料の貸与

業務の遂行において必要となる資料（有の場合）は貸与する。

第 10 条 安全管理

受注者は、点検作業において必要があると思われる場合、適切な保安施設等を設けるなどして、事故やトラブルが起きないように安全管理に努めるものとする。

第 11 条 成果品の提出

本業務の成果品として、以下の成果品（※橋梁管理者毎）を提出するものとする。

- ① 橋梁点検結果報告書（A4 版製本）・・・3 部
- ② 橋梁点検結果報告書（電子成果品）・・・3 部

※電子成果品内容

- ・橋梁毎に整理した点検帳票データ（PDF ファイル）
：橋梁台帳、点検調査票、健全度損傷帳票、損傷写真台帳
- ・写真データ（JPEG ファイル）：橋梁台帳及び損傷写真台帳に貼付したもの
- ・その他資料（ファイル形式自由）：踏査報告、実施計画、協議資料、照査報告書、業務打合せ簿等

第 12 条 その他

① 業務の実施にあたり疑義等が生じた場合には、監督員と協議のうえ実施するものとする。

② Web システムの利用条件

(1)ハードウェア

対象機種	Windows7 が動作する PC(パーソナルコンピュータ) ・デスクトップ型 ・ノートブック型
CPU	1 ギガヘルツ (GHz) 以上の 32 ビット (x86) プロセッサまたは 64 ビット (x64) プロセッサ
メモリ	1 ギガバイト (GB) RAM (32 ビット) または 2 GB の RAM (64 ビット)
ディスプレイ	解像度 1024×768 ピクセル以上
カラー	True Color(32ビット)推奨

(2)ソフトウェア

OS	Windows7 (SP-1 * 推奨)
ブラウザ	Internet Explorer 9 以上、Google Chrome

(3)関連ソフトウェア

PDFファイル閲覧	Adobe Reader
国が示す点検記録様式の作成 csvファイルの表形式による表示	Microsoft Excel

③ Web システム利用にあたっては、今年度 Web システムの運用・保守を行っている『(公財) 佐賀県建設技術支援機構』に ID・パスワードの発行を申請する必要があり、発行手数料として 35,000 円/業務を計上している。

なお、申請方法については、下記 URL を参照すること。

<https://www.sagacat.or.jp/bms/index.html>